

地域の子ども・子育て支援の充実

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。
ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、様々な子育て支援を充実していきます。

利用者支援

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。

放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童(小学生)に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

地域子育て支援拠点

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

病児保育

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。

子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法や関連する法律に基づく制度です。新制度実施のため、消費税の増収分が充てられます。また、認定こども園、幼稚園、保育所には保護者が負担する保育料以外にも各施設の運営に必要な費用が給付されており、これまでは文部科学省と厚生労働省に分かれていましたが、新制度では内閣府に統一されます。

新制度の仕組みは、住民に最も身近な市町が中心となり、県や国は市町の取組を制度面、財政面などで支えています。

新制度の詳細は内閣府HPをご覧ください。

[内閣府](#) [子育て新制度](#) [検索](#)

お問い合わせ先

各市町における申請時期等の詳細については下記へお問い合わせください。

広島市	こども未来局保育企画課	082-504-2248	廿日市市	福祉保健部児童課	0829-30-9129	
呉市	福祉保健部子育て支援課	0823-25-3254	安芸高田市	福祉保健部子育て支援課	0826-47-1283	
竹原市	市民生活部福祉課	0846-22-7742	教育委員会学校教育課	0826-42-5628	新制度担当	
三原市	保健福祉部子育て支援課	0848-67-6042	江田島市	福祉保健部子育て支援センター	0823-42-2852	幼稚園担当
	教育委員会教育振興課	0848-67-6151	府中町	福祉保健部子育て支援課	082-286-3168	
尾道市	福祉保健部子育て支援課	0848-38-9215	海田町	福祉保健部こども課	082-823-9227	
		0848-38-9414	熊野町	民生部民生課	082-820-5635	
福山市	保健福祉局児童部庶務課	084-928-1140	坂町	民生部民生課	082-820-1505	
	教育委員会事務局管理部教育総務課	084-928-1108	安芸太田町	児童育成課	0826-28-1969	新制度担当
府中市	健康福祉部女性こども課	0847-43-7216	教育委員会	0826-22-1212	幼稚園担当	
		0847-43-7265	北広島町	福祉課子育て支援室	050-5812-1851	
三次市	子育て支援部保育課	0824-62-6147	大崎上島町	福祉課	0846-62-0301	
庄原市	児童福祉課	0824-73-1192	世羅町	子育て支援課	0847-25-0295	
大竹市	健康福祉部福祉課	0827-59-2148	神石高原町	福祉課	0847-89-3335	新制度担当
東広島市	福祉部保育課	082-420-0934	教育委員会学校教育課	0847-89-3341	幼稚園担当	

広島県 健康福祉局
働く女性応援プロジェクト・チーム
〒730-8511 広島市中区基町10-52
TEL : 082-513-3174
E-mail : fuhatajopt@pref.hiroshima.lg.jp

広島県保育連盟連合会
〒730-8511 広島市中区基町10-52
(広島県 健康福祉局
働く女性応援プロジェクト・チーム内)
TEL : 082-221-1563



平成27年 4月から (予定)

子ども・子育て支援新制度がスタートします!

みんなが、子育てしやすい国へ。
すくすくジャパン!

子ども・子育て支援新制度は、すべての子ども・子育て家庭が必要とする支援を受けられるようにするしくみです。

- 1 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
- 2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- 3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
- 4 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。



新制度では、
こんなところが
変わります!



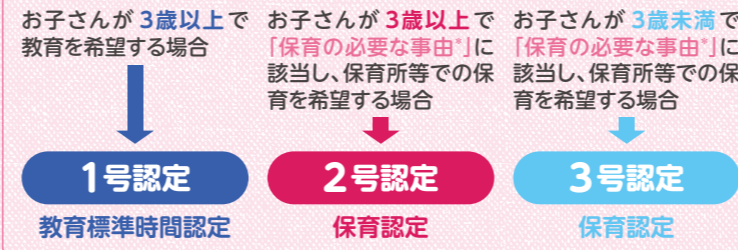
利用認定が
必要に
なります

新制度では、認定こども園・幼稚園*・
保育所などの施設の利用を希望する
すべての保護者の方は、**利用のための
認定**を受けることが必要となります。

※私立幼稚園については、新制度に移行する園と移行しない園が
あります。移行しない幼稚園の利用手続きは今までどおり各園
で設定します。
※公立幼稚園の利用手続きについては、お住まいの市町の担当課
にお問い合わせください。(裏面参照)

*「保育の必要な事由」とは…「就労」「妊娠・出産」「保護者の疾病・障害」「親族の介護・看護」「災害復旧」「求職活動」「就学」などです。

《3つの認定区分》



保育料の
考え方が
変わります

幼稚園*の保育料も保育所と同様に**世帯の
所得に応じた負担額**となります。保育料の
額は現行の負担水準等を勘案して国が基準
(上限)を示し、地域の实情に応じて市町が
設定します。

※私立幼稚園については、新制度に移行する園と移行
しない園があります。移行しない幼稚園の保育料は
今までどおり各園で設定します。
※公立幼稚園の保育料については、お住まいの市町の
担当課にお問い合わせください。(裏面参照)



就学前に利用できる施設



お子さんの年齢と、保育の必要性の有無により、利用できる施設が異なります。

認定こども園 (0~5歳)

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、
教育と保育を一体的に行います

幼保連携型

★認定こども園法に定める
学校・児童福祉施設

保育所型

幼稚園型

地方裁量型

利用できる 保護者	制限なし ※保護者が仕事を辞めたなど、状況が変わっても 通い慣れた園を継続して利用できます
利用時間	3つの認定区分に応じ、必要な時間(教育標準時間、 保育標準時間、保育短時間)が利用できます

※すべての幼稚園・保育所は地域の状況や施設の意向
によって、認定こども園になることができます。

幼稚園 (3~5歳)

小学校以降の教育の基礎をつくる
ための幼児期の教育を行います

★学校教育法に定める学校

利用できる 保護者	制限なし
利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、 園により一時預かりなどを実施します

保育所 (0~5歳)

就労などのため家庭で保育のでき
ない保護者に代わって保育(養護と
教育)を行います

★児童福祉法に定める児童福祉施設

利用できる 保護者	共働き世帯など、 家庭で保育のできない保護者
利用時間	夕方までの保育のほか、 園により延長保育を実施します

地域型保育 (0~2歳)

少人数(原則19人以下)の単位で
0~2歳の子どもの保育を行います

- 小規模保育
6~19人を対象に家庭的保育に
近い雰囲気で行います
- 家庭的保育(保育ママ)
5人以下で家庭的な雰囲気
できめ細かな保育を実施します
- 事業所内保育
事業所内の保育施設で従業員の
子どもと地域の子どもを一緒に保
育します
- 居宅訪問型保育
障害等で個別ケアが必要な
場合等に保護者宅で保育しま
す

※お住まいの地域の保育ニーズに応じて、必要な
保育を行う事業者として市町が認可します。

イクちゃんネット 検索

<http://www.ikuchan.or.jp/>

そろそろうちの子を
預けるところを
決めないと…
どんなところが
あるのかな。



《よくあるご質問》

Q 認定こども園のメリットは何ですか?

A 認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば
幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つところです。保護者が
働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化
した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな
特長です。また、認定こども園には子育て支援の場が用意されて
おり、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の
交流の場への参加など利用をすることができます。

Q 新制度になると現在の幼稚園や保育所は、
なくなってしまうのですか?

A 現在の幼稚園・保育所は、必ず認定こども園になるわけではあり
ません。幼稚園・保育所が、どのように運営していくかを決めること
になっています。新制度のもとで、お住まいの地域の幼稚園・保育
所がどのように運営されるかについては、お住まいの市町などに
おたずねください。

Q 幼稚園の預かり保育を利用していますが、
今後は利用できなくなってしまうのですか?

A 幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と
同じようにご利用いただけます。なお、利用料などは変更になる
ことがありますので、園におたずねください。新制度では、こうした
幼稚園における主に園児を対象とした一時預かりのほか、保育所
や認定こども園などでの一時預かりを充実するなど、子育て家庭
のニーズに合わせて利用しやすくしていきます。

新制度における利用手続き

新制度のスタートに伴い、入園手続きや保育料が一部変わります。

